

副本

都市計画法 の運用

Q&A

監修・建設省都市局都市計画課
編集・都市計画法研究会

一方、住宅地高度利用地区計画は、立法論としては、その区域を市街地再開発事業の施行区域とすることも考えられるが、現時点では、策定実績が少ないこと、また、市街地再開発事業における活用例もないこと等から、市街地再開発事業の施行区域とはされていないところである。

《地区施設と都市計画施設の関係》

Q 地区施設と都市計画施設との関係はどうか。



A 従来、道路、公園等の施設は、都市施設に関する都市計画として決定され整備されてきたが、都市計画施設は都市計画区域全体からみて必要な施設を都市計画で定めるものであり、いわば都市レベルの施設計画なので、地区レベルからみて必要な細街路、小公園等の施設については都市計画上十分に対応がされてきたとは言い難い。このようなことから、地区レベルからみて必要な施設を都市計画上位置づけるものとして、地区レベルの計画である地区計画において、建築物に関する事項とともに主として街区内の居住者等の利用に供される地区施設の整備に関する計画を定めることができることとされた。

地区施設として定めることができるのは、主として街区内の居住者等の利用に供される道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とされているが、都市計画施設と地区施設の果たす機能が異なっていることから、地区施設は、都市レベルで決定された都市計画施設が整備されることを前提として定められるべきものと考えられ、法律上も都市施設に関する都市計画決定がされている施設については、地区施設として定めることができないこととされている。

《2号施設》

Q 「2号施設」とは何か。



A 再開発地区計画は、工場跡地、鉄道操車場跡地等大規模空閑地を対象として一体的かつ総合的な市街地の再開発を誘導することを目的とし

都市計画法の運用Q & A

平成10年3月20日 発行

監 修 建設省都市局都市計画課

編 集 都市計画法研究会

発 行 株式会社 **ぎょうせい**

本 社 東京都中央区銀座7-4-12(〒104-0061)

本 部 東京都杉並区荻窪4-30-16(〒167-8088)

電 話 編集 03-5349-6555

電 話 営業 03-5349-6666

北海道支社 札幌市中央区北二条西10-1-12(〒060-8708)

電 話 011-241-1971

東北支社 仙台市青葉区錦町1-6-31(〒980-0012)

電 話 022-222-6552

北関東支社 東京都新宿区西五軒町4-2(〒162-8560)

電 話 03-3269-3141

南関東支社 東京都新宿区東五軒町1-2(〒162-8541)

電 話 03-3269-1341

東海支社 名古屋市中区丸の内2-6-19(〒460-0002)

電 話 052-231-0331

関西支社 大阪市北区天満2-7-17(〒530-8688)

電 話 06-6352-2271

中国支社 広島市中区八丁堀2-6(〒730-8687)

電 話 082-221-6711

四国支社 松山市二番町4-1-2(〒790-8655)

電 話 089-932-3162

九州支社 福岡市中央区春吉3-24-12(〒810-8508)

電 話 092-751-8887

沖縄事務所 那覇市久米2-4-6(〒900-0033)

(明治生命沖縄ビル別館)

電 話 098-868-5977

©1998 Printed in Japan

印刷 行政学会印刷所